公立西知多総合病院電力調達に係る環境配慮実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、公立西知多総合病院（以下「当院」という。）が行う電力の調達契約の制限付一般競争入札（以下、「競争入札」という。）の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において「環境に配慮した電力調達契約」とは、当院が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

（対象組織）

第３条 この要綱は、当院が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

（環境評価項目）

第４条 この要綱における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

ア　二酸化炭素排出係数

イ　未利用エネルギーの活用状況

ウ　再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

省エネに係る情報提供、簡易的ＤＲの取組、地域における再エネの創出・利用の取組

（評価）

第５条 当院が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価基準（別表）により算定し、その評価点等を公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価項目証明書（別記様式）に記載し、提出期限までに入札参加資格等確認申請書とともに、入札参加資格等確認申請書提出先に提出するものとする。

２　当院事務局長は、小売電気事業者から提出された前項の証明書の内容を確認し、別表に定める基準を満たす者を、本要綱における競争入札適合者とする。

（委任）

第６条 この要綱により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、当院事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和２年（２０２０年）１月２０日から施行する。

この要綱は、令和３年（２０２１年）１月４日から施行する。

この要綱は、令和４年（２０２２年）１月４日から施行する。

この要綱は、令和７年（２０２５年）１月７日から施行する。

この要綱は、令和８年（２０２６年）１月５日から施行する。

この要綱は、令和８年（２０２６年）１１月４日から施行する。

別表

公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※ 1）しており、かつ、①令和６年度（２０２４年度）１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和６年度（２０２４年度）の未利用エネルギー活用状況、③令和６年度（２０２４年度）の再生可能エネルギー導入状況の３項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の得点の合計が７０点以上であること。①から③の得点の合計が７０点に満たない場合、①から③の得点に④省エネに係る情報提供、簡易的ＤＲの取組、地域における再エネの創出・利用の取組を以下の表に当てはめた場合の得点を加えた合計が 70 点以上であること。

環境評価基本項目	区　分	配点
①令和６年度の１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）〔単位：kg-CO_2/kWh〕	０．３５０未満	７０
	０．３５０以上　０．３７５未満	６５
	０．３７５以上　０．４００未満	６０
	０．４００以上　０．４２５未満	５５
	０．４２５以上　０．４５０未満	５０
	０．４５０以上　０．４７５未満	４５
	０．４７５以上　０．５００未満	４０
	０．５００以上　０．５２０未満	３５
※２	０．５２０以上	０
②令和６年度の未利用エネルギー活用状況	２．７０％以上	１０
	０％超　２．７０％未満	５
※３	活用していない	０
③令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況	１５．００％以上	２０
	８．００％以上　１５．００％未満	１５
	３．００％以上　８．００％未満	１０
	０％超　３．００％未満	５
※４	活用していない	０
環境評価加点項目	**区　分**	**配点**
④需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組※５	取り組んでいる	５
	取り組んでいない	０

※ 1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和８年４月９日最終改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から１年間に限って開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※ 2 令和６年度（２０２４年度）１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、次の数値とする。

令和６年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）

１． 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。

２． 温対法に基づき令和６年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和６年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。

※ 3 令和６年度（２０２４年度）の未利用エネルギー活用状況とは、未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和６年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)（kWh）を
令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{令和６年度の未利用エネルギー活用状況（\%）} = \frac{\text{令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）}}{\text{令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

１．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

２．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第３項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

３．令和６年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

４．令和６年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※ 4 令和６年度（２０２４年度）の再生可能エネルギー導入状況とは、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和６年度の供給電力量に占める令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。

算出方法は、以下のとおり。

令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を
令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

（算定方式）

$$\text{令和６年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{令和６年度の再生可能エネルギーによる電気の利用量（送電端）（kWh）}}{\text{令和６年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

１．令和６年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和６年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③ Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）

２．再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※ 5 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの提供、地域における再エネの創出・利用の取組とは、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

具体的な評価内容として、

・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること

・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること

・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定しているこ

と

・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

様式

公立西知多市総合病院環境に配慮した電力調達契約評価項目証明書

令和８年（２０２６年）　　月　　日

（あて先）西知多医療厚生組合管理者

（入札者）所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和８年１１月４日付けで入札公告のありました公立西知多総合病院で使用する電気の調達に際し、公立西知多総合病院環境に配慮した電力調達契約評価基準（別表）に基づき算定した点数等は、次のとおり相違ないことを証明します。

１　電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開　示　方　法	番号
①ホームページ　　②パンフレット　　③チラシ ④その他（　　）	

２　令和６年度（2024年度）の状況

	基　本　項　目	自社の基準値	点数
①	令和６年度（2024年度）　1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO_2/kWh）		
②	令和６年度（2024年度）の未利用エネルギー活用状況		
③	令和６年度（2024年度）の再生可能エネルギー導入状況		

	加　点　項　目	取組の有無	点数
④	需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組		

①　～④の合計点数	

注１）１の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和８年４月９日最終改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。
注２）２の「自社の基準値」及び「点数」には、別表により算出した値を記載すること。
注３）１の開示方法（又は参入日及び開示予定時期）を明示し、かつ、２の合計点数が70点以上となった者を公立西知多総合病院電力の調達に係る環境配慮実施要綱における競争入札適合者とする。
注４）１及び２の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

（裏面に続く）

（担当者）
所属部署

氏名

電話番号

ＦＡＸ

Ｅメール